

知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める意見書

知的障がい者は、生涯を通して24時間切れ目のない支援と見守りが必要である。しかしながら、障害者総合支援法では、入所施設の給付費が昼夜で異なっており、支援の質の低下等を招く恐れがあることから、給付費を充実すべきであり、併せて、グループホームについても、夜間の職員配置等の支援を充実すべきと考える。

また、障害福祉サービスの利用が障害支援区分により制限されているが、このことが知的障がい者の暮らし方まで制限する状況をつくっており、一人ひとりの特性に合った支援が受けられる仕組みに充実すべきである。

さらに、障害福祉サービスを提供する職員は、賃金が低く労働に見合わないとして不足することが懸念されることから、職員体制が維持され、知的障がい者が安定した支援を受けられるように労働等の環境整備をするべきである。

一方、判例において契約能力がないとされる知的障がい者がいるにもかかわらず、障害福祉サービスの利用契約は、本人と事業者間で締結されている実態がある。このような仕組みの下で、知的障がい者の自己選択権を保証できるよう、国及び地方公共団体は、当事者（本人及び家族等）の意思決定について支援する十分な対策を講じるべきである。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 知的障がい者が、生涯を通して24時間切れ目なく、安心して快適に暮らせるよう、入所施設及びグループホームへの支援を充実すること。
- 2 障害福祉サービスの利用を、本人にとって必要な支援が受けられるよう充実すること。
- 3 職員体制が維持され、知的障がい者が安定した支援を受けられるように環境整備をすること。
- 4 国及び地方公共団体は、知的障がい者が自己選択権を行使できるよう、当事者の意思決定について責任をもって担保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月16日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿